上野 みえこ

通告の順序を一部入れ替え、お尋ねしてまいります。

れあい収集」という個別収集を行っています。 **はじめに、ごみ問題について伺います。**熊本市では、「ゴミ出し」 が困難な方を対象に

第1に、 以上2点、 第2に、ふれあい収集の現状と課題、 市の基準で、「ふれあい収集」の対象者はどのようになってい 環境局長にお尋ねいたします。 今後の取り組みについてご説明ください。 ますか。

答弁

積極的な立場で取組んでいただきますようお願いいたします。 中で安心して生活できるよう、答弁されましたように、もっと多くの人が利用できるよう 「ふれあい収集」はその必要性が高まっていくものと思います。 9月21日は「敬老の日」です。 今後ますます高齢化がすすみ、 いくつになっても地域の 単身や老老世帯も増え、

防災・災害対応で、 避難や防災備蓄について伺います。

- 1 避難にあたっての要配慮者に対し、どのように対応するとなっていますか。
- 2 避難所を開設した場合の物資の供給についての考え方についてご説明ください
- 3 備蓄倉庫の物資はどのような場合に、どのように活用するとなっていますか。
- 見通しについてご説明ください。 マニュアルに沿った避難所運営についての考え方と現状、また、 問題点とその改善

最初 の3点は政策局長に、 最後の1点は市長にお尋ねい たします。

(答弁)

ます。 込み数の状況報告を受け、災害対策本部にて判断すると答弁されました。 について述べられ、 決算状況報告書34ページには、 ただいま、避難所の物資供給は避難所全体での食料・毛布・寝具等の要否・必要見 分散備蓄倉庫内の不足機材を補充したことが実績として説明されてい 防災体制強化の取り組みとして、 指定避難所機能強化

は開設 策本部から市内全域に警戒レベル4、避難指示が緊急発令されました。 ませんでした。 のカギすら開けられず、 気象庁が特別警報級と警告した直近の台風10号では、6日16時30分に市 のチェックリスト項目ですが、 市の 「避難所マニュアル」では、 各指定避難所の本部には、 実際にはチェックされて 避難所の 非常の場合の水も食料も準備 「水・食料・生活物資の有無」 いません。 しかし、 分散備蓄に されてい 備蓄倉庫 の防 は毛 災対

値はありません。真の防災体制強化をお願いしておきます。 かりサポートする「公助」こそ、行政の役割として重要です。 任による防災が求められています。 者の避難は地域の協力を基本とするという自己責任論は、要配慮者を災害支援から遠ざけ きない要配慮者は、 布も入ってないそうですが、多くの高齢者が利用する指定避難所に毛布の1枚も準備され てしまいます。本市の各種防災関係のマニュアルでは、「自助・共助」が強調され、自己青 いと いうのは問題です。 どんなに避難指示が出されても避難できません。答弁された、 そもそも、すべてを自前で運んで避難するとなれば、それがで しかし防災においては、 個人ではできないことをしっ そうでなければ公の存在価 要配慮

3点目の、 職員の雇用問題で、業務職と再任用についてお尋ね致します。

- 業務職の果たしている役割についてご説明ください。
- 2 業務職員の任用状況と、今後の見通しはどのようになっているで
- 3 再任用職員の総人数と役職別任用人数についてご説明ください
- 再任用職員の任用方法と役職の決定方法・基準についてご説明ください
- ださい。 公平公正な再任用職員の任用についての考え、今後の取り組みについてお聞かせく

最初 の4点は総務局長に、 最後の1点は市長に伺います。

(答弁)

ましたが、 業務職の答弁にかかわって総務局長に伺いますが、「退職者の補充は行わない」と言われ 今後の見通しとしては、業務職はなくなってしまうのでしょうか。

してはできないこともあります。 またその場合、災害での支援などでは、 そういう対応はどのようにされるのでしょうか 災害廃棄物の処理等、業務職の方々の働きな

答弁)

ばなりません。 る考え方は、 れらの問題の傷を深めるようなことをしているということはゆゆしき問題と指摘しなけれ てきました。今や社会問題となっている非正規雇用の問題、格差と貧困の問題、 民間に委ねてきたことが、業務職における雇用の基準をなくし、労働者の処遇を劣悪にし できることは民間に委ねるというのが基本方針」と言われましたが、 業務職は、 り立っているのであり、 公の業務を大きく歪めるものであることを認識していただきたいと思い 2010年度以降10年間全く採用されていません。最初の答弁で、「民間に また、 社会にあっては、 業務職を公の仕事からなくし、事務職だけが公務であるとす どのような業種でも事務職と業務職があって事業 際限なく公の業務 行政がこ ます。 を

てい 部の職員だけを役職とするのでなく、再任用の方は、それぞれの専門を生かすべく、きち あれ、どなたも培ってきた知識や経験はそれぞれにあります。それを言うならば、ごく一 知識や経験を後進の指導育成や業務の円滑な遂行に活かす」と言われましたが、 種役職で21人です。とはいえごく一部にすぎません。市長は、「職員が長年培った幅 しょうか。 んとした「選任」を行い、それぞれの役職に任用するのが公平公正というものではな く市役所の業務に携わり退職をされた職員は、局長であれ、 再任用の問題では、 います。 現行の本市の再任用には、公平公正を担保する手続きがありません。 今年4月1日現在で再任用の総人数578人のうち、主査級から局長級まで各 役職の再任用は毎年数人ずつ増え、今年4月が一番多く1 課長であれ、 そして一般職 40年近 0人増え いで で

ないでしょうか 人事院のホー を行うと決められています。市長に伺いますが、 本市においても、 ムページでは、 役職の再任用を行うのであれば、 国家公務員の再任用は「従前の勤務実績等に基づく選考採 国のやり方はご存知でしょうか。 このような手続きを踏むべきで

(答弁)

です。そうでなければ、再任用する職員の能力を客観的に実証できたとは言えません。そ のことも、人事院のホ 公平公正というとき、 ームページに書いてあります。 それは口先だけで言うものでなく、 それを担保する仕組みが必要

職する管理職の天下り先がないので、市役所内に特別の再任用先を設けたと誤解を生んで は困ります。 再任用に合わせて新たに設けられています。 く若い職員をそこに配置 さらには、 市役所の組織に管理職ポストが必要ならば、これからの市役所業務を担って 役職の再任用の方々の し、育てていくことこそ大切ではな いらっしゃるポストは、それまでなかったところに、 本当に必要なのか、その検証も必要です。 いでしょうか。

は国 ための選考採用をきちんと行うべきです。検討と実施をお願 多くの場合、 と説明しています。熊本市は、再任用の給与に8等級までの段階を設けていますが、それ 人事院は、再任用について「実際に就任するポストは退職時から変わることが一般 の基準に準じたものと説明されています。それならば、 管理職であっても一般職となり、退職前と上下 いしておきます。 国と同様に公平公正な任用の 関係が逆転することもある」 的 ڂؚ

市役所職員の雇用は、 かり踏まえた対応に努めて 社会の基準として、そのありようは極めて重要です。 いただくようお願い 質疑を終わり ます。